

第4章 施策の展開

I かけがえのない環境の保全

① 安全で良好な生活環境の保全

1 良好な大気、水、土壌環境の保全

(1) 大気環境の保全対策の推進

大気汚染の監視体制の充実や工場、事業場への立入検査など適正な指導、光化学スモッグなど緊急時対策の実施などにより、安全で快適な大気環境の保全に努めます。

また、越境汚染が懸念される微小粒子状物質（PM2.5）についても、全県的な常時監視を実施するとともに、注意喚起の実施など県民へのきめ細かな情報提供等に努めます。

さらに、アスベストによる健康不安を解消するため、アスベスト含有建築物等の解体工事現場への立入検査や周辺大気環境調査などにより、監視、指導に努めます。

(2) 瀬戸内海の保全と水、土壌環境の保全対策の推進

「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「愛媛県公害防止条例」に基づき、工場、事業場に対する排水基準の遵守の徹底や立入検査による指導を実施するとともに、農業などにおける化学肥料、化学農薬の使用削減対策や家畜の排せつ物による水質汚濁を防止するため、畜産排水の適正な処理などに努めます。

また、水質汚濁物質や土壌汚染物質の発生源への対策、監視などにより、水や土壌を汚さないための未然防止対策を進めるとともに、身近な河川などの水質浄化への取組の促進などに努めます。

さらに、全国的に問題となっている海岸漂着物などの海洋ごみについて、計画的に回収・処理を進めるとともに、発生の抑制に努めます。



大島・亀老山の夕日（今治市）
（環境省中国四国地方環境事務所提供）

(3) 有害化学物質対策の推進

有害化学物質の管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するとともに、科学的な環境リスクの評価や情報提供に努めます。

また、ダイオキシン類については、発生源に対する監視、指導の強化に努めるとともに、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な保管と計画的かつ確実な処理に努めます。

2 騒音、振動、悪臭の防止

(1) 騒音・振動・悪臭対策の推進

騒音、振動、悪臭の防止を図るため、自動車騒音、航空機騒音の常時監視や騒音等の実態調査を継続的に実施するとともに、状況に応じた規制地域や環境基準類型等の指定の検討等を行い、生活環境の保全に努めます。

3 生活排水対策の推進と安全で良質な水の確保

(1) 生活排水対策の推進

公共用水域における水質汚濁の大きな要因となっている生活排水について、「第三次愛媛県全県域下水道化基本構想」に基づき、地域の実状や特性に応じた公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的、計画的な整備を促進するとともに、市町等と連携、協働して日常生活における生活排水対策の普及啓発及び自主的な取組などを促進し、快適で良好な水環境の保全に努めます。

(2) 安全で良質な水の確保

より安全で良質な水を確保するため、水道事業者が実施する水道施設の整備や水道水質の衛生対策を支援するとともに、水道事業の安定した経営の効率化を図るため、水道事業の統合に向けた取組を支援します。

また、近い将来に発生が予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、県民の日常生活を支えるライフラインである水道施設の耐震化の促進を積極的に支援します。

(3) 水源かん養機能の保全と健全な水循環の維持

森林や農地の持つ水源かん養機能の維持増進を図るとともに、雨水・再生水の利用など水の有効利用の促進を図り、健全で安全な水循環の保全に努めます。

4 快適な暮らし空間の実現

(1) やすらぎのある緑豊かな住環境の整備

都市公園や緑地など身近な緑の計画的な整備により、やすらぎのある緑豊かな住環境の整備に努めます。

(2) 周辺環境と調和した美しい景観や町並みの形成

地域特性を活かしたまちづくりや地域特有の歴史的・文化的な景観の保存と積極的な活用に努めます。
また、潤いのある水辺空間の創出やにぎわいのある水際空間の整備に努めます。



八日市・護国の町並み（内子町）
【いよ観ネット】

(3) 環境に配慮した都市機能の集約化

今ある都市機能を有効に活用しながら、さらなる機能集積を促進することで、コンパクトで環境に配慮したまちづくりに努めます。



景観に配慮した都市整備（松山市）

〈環境指標〉

○基本方針の達成状況を測る指標

項目	現 状	目 標	備 考
環境基準達成率			
（大気汚染）	77% (H26)	100% (H31)	
（水質汚濁）	93% (H26)	100% (H31)	
（ダイオキシン類）	100% (H26)	100% (H31)	
（騒音）	79% (H26)	100% (H31)	
騒音・振動・悪臭の 苦情件数	306件 (H26)	現状より減少 (H31)	

○施策の進捗状況を測る指標

項目	現 状	目 標	備 考
汚水処理人口普及率	75.3% (H26)	86.1% (H34)	
公共施設等の 雨水・再生水利用施設数	71件 (H25)	現状より増加 (H31)	
民有保安林の指定面積	108,823ha (H26)	109,702ha (H30)	

II 目指すべき3つの社会の実現

① 地球温暖化対策の推進と低炭素社会の実現

1 地球温暖化防止対策の総合推進

(1) 県民運動による対策の推進

県民一人ひとりが地球温暖化防止に対する意識を持ち、積極的な取組を推進するため、温暖化防止の啓発や機運の醸成を図るための組織体制の整備、県民総ぐるみ運動の推進を図ります。



愛媛県地球温暖化防止
キャラクター「ストッピー」

(2) 県自らの率先行動の推進

県は、県全体の温暖化対策の牽引役として、県民や事業者、市町の模範となるよう自らが率先して行動し、自らの事務及び事業からの温室効果ガスの排出削減に努めます。

2 エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換

(1) 家庭における温暖化防止対策の推進

家庭での温暖化防止対策を推進するため、家庭におけるエネルギー消費と温室効果ガスの排出状況の把握、身近な省エネルギー、地産地消の推進などの取組の実践を促進します。



地球温暖化防止イベント

(2) 省エネ住宅、家電等の普及拡大

家庭用の太陽光発電や燃料電池・蓄電池、太陽熱利用システムの導入、高断熱・高気密住宅など省エネに配慮した住宅の普及を促進します。

また、テレビ、冷蔵庫、エアコン等の家電製品や給湯、照明設備について、省エネ型製品の普及を促進します。

(3) 次世代自動車の普及促進

環境性能に優れた電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド車などの次世代自動車の普及を促進します。

(4) 公共交通機関の利用促進

エネルギー消費の削減と都市部における交通渋滞の緩和を図るため、公共交通機関の利用を促進します。

3 低炭素型のビジネススタイルの実現

(1) 温室効果ガス排出量の適正な把握の促進

「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく国への温室効果ガス排出量報告義務のある事業者はもちろんのこと、報告義務のない事業者にも自らの温室効果ガス排出量の実態把握を促進し、自主的な温室効果ガス排出量削減の取組を推進します。

(2) 省エネルギー化の推進

燃料電池、高効率空調、LEDなど省エネ機器や設備の導入による省エネルギー化を推進します。特に、中小企業者に対しては、機器や設備の省エネ改修等の費用に係る融資制度を拡充するなど、支援制度の充実を図ります。

(3) エコドライブの推進

広くエコドライブの取組を定着させ、自動車の走行に伴うエネルギー消費と温室効果ガス排出量の削減を目指すとともに、やさしい運転により交通事故の抑制にもつなげます。

(4) 自転車によるエコ通勤の推進

自転車の利用は、温室効果ガスを排出しない移動手段であることから、日常生活における身近な移動機会である通勤に焦点をあてた、自転車によるエコ通勤の普及を図ります。



自転車ツーキニストモニター事業

(5) 環境マネジメントシステムの導入支援

事業者等の環境保全への自主的・継続的な取組を推進するため、ISO14001やエコアクション21など事業者の環境マネジメントシステムの導入を促進します。

(6) 国内排出量取引制度、カーボン・オフセット等の普及促進

国内排出量取引制度やカーボン・オフセット等について、国等と連携して制度の普及に努めます。

4 再生可能エネルギーへの転換促進

(1) 小水力・バイオマス発電等の導入促進

エネルギー資源の多様化や有効活用の観点から、比較的導入の進んでいない小水力発電や各種バイオマス発電などの導入を促進します。

(2) 地域特性を活かしたバイオマスの利用促進

「愛媛県バイオマス活用推進計画」に基づき、豊かな農林水産資源を誇る本県の地域特性を活かして、間伐材を利用した木質バイオマス等の利用を促進するとともに、地域のバイオマス資源である使用済み天ぷら油等を原料とするバイオ燃料の利用拡大を図ります。



バイオディーゼル燃料モニター事業

(3) 太陽光、風力などの自然エネルギー等の導入促進

太陽光や風力などの自然エネルギー等の利活用技術の開発や導入促進を図り、化石燃料の使用の削減を図ります。

5 低炭素社会の実現に向けた環境負荷の少ない地域づくり

(1) CO₂吸収源としての森林整備等の推進

本県の豊かな森林資源は、将来にわたって森林による二酸化炭素吸収の効果が期待されることから、適切な森林整備と木材利用による炭素の貯蔵を促進します。

(2) 地域環境の整備

都市部における都市公園や街路樹などの緑地は、身近な二酸化炭素吸収源としての役割とともに、蒸散作用による気温上昇を抑制する効果があることから、都市の緑化を積極的に推進します。

また、都市計画の策定に当たっては、温暖化対策推進の観点から、二酸化炭素の排出の少ない効率的な土地利用の推進や交通・物流対策、エネルギーの面的利用、緑化の推進等、総合的な「低炭素都市づくり」の方針について検討を進めます。

6 地球温暖化への適応の取組

(1) 適応策の方向性の検討と適応に関する意識の向上

今後、地球温暖化防止のための最善の緩和の努力を行っても、ある程度の温暖化の影響は避けられないことから、その対処として、自然や人間社会の在り方を調整する適応への取組が必要です。

国の適応策検討の状況や最新の科学的知見等を踏まえ、本県における適応策の方向性の検討を行います。

7 オゾン層保護対策

(1) オゾン層保護対策の推進

フロン類の適正な回収、処理等を推進し、オゾン層の破壊等の進行の防止に取り組めます。

〈環境指標〉

○基本方針の達成状況を測る指標

項 目	現 状	目 標	備 考
県内の温室効果ガス 総排出量（森林吸収分 を差し引いた排出量）	23,380千 t CO ₂ (H24)	16,221千 t CO ₂ (H32)	平成28年度以降改定 予定の「愛媛県地球 温暖化防止実行計 画」において、新た な目標値を設定する 予定
県内バイオディーゼル 燃料生産量	573kℓ (H25)	904kℓ (H33)	

○施策の進捗状況を測る指標

項 目	現 状	目 標	備 考
L E D信号機の設置率	46.6% (H27)	70.0% (H31)	
ノーマイカー通勤 登録者数	3,363人 (H26)	現状より増加 (H31)	
地球温暖化防止活動 推進員数	56人 (H27)	100人 (H31)	

② 環境への負荷が少ない循環型社会の実現

1 3Rの推進

(1) 3R活動の普及啓発

県民、事業者等の各主体が循環型社会づくりの担い手として積極的にそれぞれの役割を果たすよう意識を高めていくため、子どもから大人までを対象とした3Rに関する教育・学習を充実させるとともに、イベント等による普及啓発活動を展開するほか、ホームページをはじめ様々な機会をとらえて3Rに関する情報提供に努めます。



3R企業展での紙すき体験

(2) リデュース（発生抑制）の推進

県民一人ひとりが大量消費・大量廃棄型の生活様式を改め、ごみの発生抑制を意識した暮らしを実践するため、市町や環境活動団体と連携して意識啓発に努めるとともに、一般廃棄物の減量化に向けた市町の取組を支援します。

また、事業活動においても、廃棄物になりにくい製品設計、製造工程の見直し、過剰包装の抑制など、廃棄物の発生抑制の取組を推進するとともに、多量排出事業者に対する指導など必要な措置を講じます。

(3) リユース（再使用）の推進

いったん使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処理を施した後に製品として再使用することにより、廃棄物の発生を抑制する取組が必要とされており、消費者に対し、繰り返し利用可能なリターナブル容器や再使用可能な製品の利用促進を図ります。

また、事業者に対しては、製品の設計・製造段階から製品・部品のリユースが可能な仕様の採用や、流通・販売事業者と連携して再使用を行うための回収システムの構築の促進を図ります。

(4) リサイクル（再生利用）の推進

リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）してもなお排出された廃棄物は、資源ごみとして分別し再資源化を徹底する必要があります。このため、資源ごみの分別排出を強化し、地域の特性や資源ごみの性質に応じた多様なリサイクルシステムの普及・定着を促進します。

また、再資源化が容易な製品の開発や再生資源を活用した製品づくりなど、事業者によるリサイクル技術等の研究開発を促進するとともに、個別リサイクル法の円滑な施行とグリーン購入の普及を図ります。



愛媛県資源循環優良モデル

2 廃棄物の適正処理の確保

(1) 適正処理の確保と不適正処理の防止

廃棄物の処理に伴う環境負荷を低減するため、廃棄物処理基準等に基づく適正処理を確保するとともに、不法投棄等の不適正処理の防止を徹底します。

また、廃棄物を適正に処理するため、優良な処理業者が市場で優位な立場に立てるようにするとともに、排出事業者が信頼できる処理業者を選定できる体制を構築します。

(2) 適正な処理施設の確保

廃棄物の循環的利用を促進し、環境負荷を低減するため、効率的で安全性の高い処理施設を確保します。

そのうえで、県民の信頼向上を図るため、施設の適正な運営・維持管理を徹底させるとともに、情報発信の充実に努めます。



愛媛県廃棄物処理センター

(3) 災害廃棄物の適正処理

南海トラフ巨大地震等の大規模災害の際に発生が予測される災害廃棄物を迅速かつ適切に処理できるよう、あらかじめ県としての対応を定めた「愛媛県災害廃棄物処理計画」を策定します。

また、併せて「市町災害廃棄物処理計画策定ガイドライン」を策定し、市町の計画策定の取組を促すとともに支援します。

〈環境指標〉

○基本方針の達成状況を測る指標

項目	現状	目標	備考
一般廃棄物の 1人1日当たり排出量	911g (H25)	856g (H27)	平成28年度改定予定 の「えひめ循環型社 会推進計画」におい て、新たな目標値を 設定する予定
一般廃棄物の リサイクル率	18.4% (H25)	25.0% (H27)	

○施策の進捗状況を測る指標

項目	現状	目標	備考
資源循環優良モデル認定 件数	122モデル (H26)	現状より増加 (H31)	

③ 生物多様性の保全と自然共生社会の実現

1 豊かな自然環境の保全と適正な利用の促進

(1) 自然公園等の適正な保護と利用の促進

優れた自然環境の保全を図るため、法令に基づき県民や事業者等が行う各種行為の規制に努めるとともに、県民一人ひとりが、自然の大切さを理解し、責任ある行動を行うよう自然保護意識の普及啓発に努めます。

また、自然公園や森林公園等が安全かつ快適に利用できるよう、案内板や防護柵等の整備・補修に取り組みます。

(2) 環境と調和したエコツーリズム等の推進

本県の豊かで恵まれた自然環境の持続可能な利用を進めるために有効な手段であるエコツーリズムについて、各種媒体により発信するとともに、市町、エコツアー事業者、観光事業者、地域等と連携し、ガイド等の人材育成や魅力的なツアープログラムを造成し、エコツーリズムの普及に努めます。

2 生物多様性の保全と適正管理

(1) 生物多様性の保全

多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、人と自然とが共生できるように、総合的かつ計画的に野生動植物の種の保存、生態系の多様性の確保、その他の生物多様性の保全を図ります。

また、県民一人ひとりが多くの野生動植物が



自然観察会

絶滅の危機にさらされていることを十分認識できるよう、「愛媛県レッドデータブック2014」を活用し、市町や関係団体等と連携・協力しながら、県民に分かりやすい普及啓発と保全活動の促進・定着に取り組みます。

(2) 特定鳥獣の適正管理や外来生物対策の推進

人と野生鳥獣との共存や地域固有の生態系の維持及び農林水産業への被害の軽減を図るため、特定鳥獣の適正管理及び外来生物対策を進めます。

3 魅力ある里地・里山・里海づくり

(1) 里地・里山・里海の環境整備

農山漁村の持つ美しい景観や豊かな自然環境の保全を図るため、中山間地域の棚田の保全や水環境の改善など、里地・里山・里海の総合的な環境整備に取り組みます。

(2) 地域活動の支援

地域コミュニティの持続的な発展を図るために、生き物教室の開催や集落ぐるみのため池管理など地域主体の自然や農業水利施設の保全活動等を支援するとともに、農山漁村に伝わる文化や伝統、景観などの地域資源の保全・伝承・活用に取り組みます。

(3) 新たな魅力創造の支援

マウンテンバイクやキャニオニング、シーウォーカーなど、豊かな自然や特徴的な地形などを利用したイベント・大会の持続的な開催を支援することにより、新たな聖地づくりを進め、地域固有の魅力創造に努めます。



滑床溪谷でのキャニオニング（旅南予）

(4) 集落環境の整備と定住の促進

集落道の整備や排水対策、飲雑用水の確保など、農山漁村の活力再生へとつながる集落環境の整備を推進し、定住促進のための基盤づくりに努めます。

〈環境指標〉

○基本方針の達成状況を測る指標

項 目	現 状	目 標	備 考
森林公園利用者数	98,392人 (H26)	100,000人 (H30)	

※平成28年度改定予定の「生物多様性えひめ戦略」において新たに設定する指標から追加する予定

○施策の進捗状況を測る指標

項 目	現 状	目 標	備 考
特定希少野生動植物保護区の指定数	6地区 (H26)	8地区 (H31)	
民有保安林の指定面積 (再掲)	108,823ha (H26)	109,702ha (H30)	
農地や農業用水などの 保全活動に取り組む面積	14,800ha (H26)	22,700ha (H30)	

Ⅲ 未来を支える人づくり・しくみづくり

① 未来へつなぐ環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

1 多様な場におけるE S Dの視点を取り入れた環境教育・学習の充実

(1) 学校における環境教育の充実

次代を担う子どもたちに対する学校での環境教育は、子どもたちの今後の環境に対する姿勢を決定付ける大きな要素となることから、学校教育活動の全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた環境教育の充実を図ります。

(2) 地域における環境学習の充実

地域における環境学習の活性化を図るため、地域の資源を学習素材として積極的に活用するとともに、家庭や職場などの多様な場での環境学習を推進し、県民の環境に対する意識の高揚に努めます。



愛媛県環境マイスターによる環境学習

(3) 環境に関する体験学習の機会の充実

愛媛県体験型環境学習センター（えひめエコ・ハウス）の機能強化や東・南予の拠点づくりなど環境学習の拠点となる施設の整備拡充に努めます。

また、博物館や関連施設などの環境体験学習の場、さらにはNPOや公民館等との相互間の連携を促進し、環境に関する多様な体験学習の機会と情報提供の充実を図ります。



愛媛県体験型環境学習センター
（えひめエコ・ハウス）

(4) E S Dプログラムの普及

NPO等と連携して、E S Dの視点を取り入れた環境学習プログラムの普及に努めます。

2 環境教育・学習を推進する人材の育成

(1) 環境教育の指導者や環境活動リーダー等の育成・資質向上

環境教育・学習の充実を図るため、学校教育において環境教育の担い手となる教員の資質の向上や地域で活動する環境活動リーダーの育成に努めるとともに、これらの環境教育・学習を推進する人材の相互交流の促進やネットワークづくりに努めます。

3 環境保全活動と多様な主体による環境協働取組の促進

(1) 自主的な環境保全活動の促進

県民、事業者、環境活動団体などの自主的な環境保全活動の促進や支援に努めるとともに、県民の日常生活での環境に配慮した行動の普及に努めます。



「三浦保」愛基金公募事業

(2) 多様な主体による環境協働取組の促進

地域での環境保全活動等の活性化を図るため、環境活動団体の相互の連携や行政・学校等との協働の促進に努めます。

4 環境情報の充実

(1) 環境情報の収集と提供の促進

県民、事業者、環境活動団体等の各主体の環境保全活動等を促進するため、環境に関する情報の収集と積極的な情報提供により情報の共有化を図ります。

〈環境指標〉

○基本方針の達成状況を測る指標

項目	現状	目標	備考
環境NPO法人数	152団体 (H26)	現状より増加 (H31)	
愛りバー・ロード・ビーチ登録団体数	518団体 (H27)	613団体 (H30)	

○施策の進捗状況を測る指標

項目	現状	目標	備考
環境教育・学習参加者数	22,659人 (H26)	現状より増加 (H31)	
環境マイスター派遣回数	31回 (H26)	50回 (H31)	

② 未来を支える環境・経済・社会の調和

1 環境影響評価の推進

(1) 環境影響評価の適正な実施

環境影響評価制度等の適切な運用を推進し、大規模事業等において、計画の早い段階から適切な環境配慮の検討を促すとともに、適正な環境配慮の措置を行い、環境悪化を未然に防止して、開発と環境保全との調整に努めます。

2 グリーン購入や環境に配慮した行動の促進

(1) グリーン購入の促進

消費者の環境保全を志向した消費行動を促進するため、グリーン購入やエコマーク商品等の普及や購入の意識啓発に努めます。

(2) 環境に配慮した行動の促進

事業活動は、環境に非常に大きな影響を与えることから、事業者には、法令遵守はもちろん、地域社会への貢献や環境への配慮が求められています。

このため、環境マネジメントシステムの導入やCSRの取組の普及などを促進し、環境に配慮した事業者の育成に努めます。



えひめの環境CSR活動
応援ブック

3 低炭素ビジネス、循環型社会ビジネスの振興

(1) 低炭素をキーワードとした新たな製品・サービスの開発促進

低炭素社会の構築が世界的な潮流となる中、電気自動車（EV）や水素による燃料電池自動車（FCV）、太陽光発電に代表される「低炭素社会実現に向けたエネルギー技術」など、環境や新エネルギーに関する技術革新や環境ビジネスについての情報提供、研究開発への支援等を積極的に展開し、環境関連産業の振興を図ります。

(2) 循環型社会ビジネスの育成・支援

地域の特性を生かし、県内で発生する廃棄物等循環資源の性状に適したリサイクル事業等3R活動の活性化を図っていくためには、事業者自らの自覚と実践活動を積極的に支援していく必要があります。

このため、環境に配慮した製品やサービスの普及・実践に取り組む循環型社会ビジネスを育成していくほか、産学官連携による技術研究開発及び施設整備等を支援することにより、新たな循環型産業の創出・育成に向けた取組を促進します。

4 環境と調和した農林水産業の推進

(1) 環境と調和した農業の推進

環境と調和のとれた生産活動の展開や環境への負荷を軽減する持続可能な農業を推進するため、化学肥料や農薬の使用量削減など環境負荷低減のための技術の確立、普及指導や、有機性未利用資源を活用した堆肥等の農業分野での再利用等資源循環型農業のシステム構築、農業用廃プラスチックなどの農業生産資材の適正処理などに努めます。

エコえひめ農産物認証の範囲

区分		節減対象農薬		
		不使用	5割減	3割減
化学肥料	不使用	農薬・化学肥料 不使用農産物		
	5割減	特別栽培農産物		
	3割減	県認証農産物		
	基準なし	県認証農産物（養液栽培）		



エコえひめ農産物
(4つの区分の認証マーク)

※各認証マークでは配色を取り決めて
ています。

(2) 環境と調和した林業の推進

環境と調和のとれた生産活動の展開や環境への負荷を軽減する持続可能な林業を推進するため、計画的な間伐や育林などによる健全な森林の管理に努めるとともに、環境に優しい木材の利用を推進し、地域で再生産可能な森林資源を循環利用できる体制整備に努めます。

(3) 環境と調和した漁業の推進

環境と調和のとれた生産活動の展開や環境への負荷を軽減する持続可能な漁業を推進するため、漁場環境の監視、藻場や干潟の保全・再生による生態系に配慮した豊かな漁場づくり、えひめ漁民の森づくりなどの活動の推進、漁業系廃棄物の適正処理や循環的利用の促進に努めます。

5 恵み豊かな森林（もり）づくり

(1) 森林の適正な管理

公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の森林整備を進めるとともに、広葉樹等の植栽など地域に応じた育林に取り組みます。

また、適正な森林管理や計画的な森林整備の促進、野生動物や病害虫等による森林被害の防止に取り組みます。

(2) 森林に対する理解と森林づくりへの県民参加の促進

森林に対する県民の理解促進と保全活動への県民参加の機運醸成を図るため、森林に関する様々な情報を効果的に発信するとともに、森林資源の活用に向けた森林ボランティアなどの育成に取り組みます。

また、小学生対象の森林整備体験活動や企業等と連携した森林整備など、多様な主体が一体となった森林整備や管理体制の構築に取り組みます。

さらに、森林ボランティアの交流会開催など、森林資源を活用した取組を支援することにより、森林と触れ合う機会の創出を図ります。



森林環境税による森をつくる活動

(3) 間伐材等の木材利用の推進

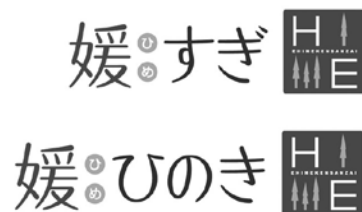
民間住宅や公共施設等の建築資材はもとより、公共工事においても、間伐材等の木材利用を積極的に推進します。

また、これまで林内に放置されてきた低質材についても、製紙用原料や燃料等への利用を図るなど、森林資源を活用することにより、間伐等の森林整備を促進させ、健全な森林の管理を推進します。

(4) 林業躍進プロジェクトの推進

森林の整備から木材の生産、加工、流通までを総合的に推進し、森林・林業の振興を図っていく必要があることから、これまでの間伐に加えて、主伐を計画的・段階的に導入することで県産材の増産を図り、県内木材加工業へ安定供給し、関連産業を振興させる本プロジェクトを推進します。

また、愛媛ブランド材「媛すぎ・媛ひのき」のプロモーション活動を強化し販路拡大につなげるとともに、新たな用途として注目されている直交集成板（CLT）の普及促進を通じて県産材の需要拡大に取り組みます。



愛媛ブランド材ロゴマーク

〈環境指標〉

○基本方針の達成状況を測る指標

項 目	現 状	目 標	備 考
環境マネジメントシステムの取得件数	21件 (H27)	120件 (H31)	
県内のエコフィールド生産量	10,206t (H26)	現状より増加 (H31)	

○施策の進捗状況を測る指標

項 目	現 状	目 標	備 考
資源循環優良モデル認定件数（再掲）	122モデル (H26)	現状より増加 (H31)	
愛媛県特別栽培農産物等認証制度（エコえひめ）農産物取組面積	917ha (H27)	940ha (H32)	